

令和6年3月14日

橋本市議会議長  
森下 伸吾 様

文教厚生建設委員会  
委員長 堀内 和久

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

### 記

#### 1. 議 件

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第24号 | 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について |
| 議案第29号 | 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について          |
| 議案第30号 | 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について          |
| 議案第42号 | 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について       |
| 議案第37号 | 市道路線の認定について                      |

#### 2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、議案第24号、議案第29号、議案第30号及び議案第37号は全会一致で、議案第42号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

## 委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

- 議案第 24 号 橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する  
条例について
- 議案第 29 号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 市道路線の認定について

を審査するため、3 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第 24 号、議案第 29 号、議案第 30 号及び議案第 37 号は全会一致で、議案第 42 号は賛成多数でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 24 号は、令和 6 年 3 月 31 日をもって橋本市高野ロデイサービスセンター事業を廃止するものである。

委員から、デイサービスセンターの跡地利用について ただしがあり、地域における利活用は難しい状況であり、建物付きの売却または建物を解体し売却を検討する との答弁がありました。

議案第 29 号は、3 年に一度の介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を改正するものである。

委員から、保険料の上昇に対する激変緩和措置を行う基準について ただしがあり、どれぐらい上昇すれば激変緩和措置を実施するという基準はない。今回の改正は保険料が下がる結果となったが、今後の保険料の変動に応じて適切に基金の取り崩しを行っていく との答弁がありました。

今後、介護保険料や水道料金等が同時期に上昇した場合、住民生活に大き

な負担となるが、住民生活への影響を抑えるための検討は各部連携して行っているか とのただしがあり、各部で各種税や料金の算定を行っており、全庁的な検討は行っていない との答弁がありました。

議案第 30 号は、高野口公園内の屋根付き自炊場周辺で野営ができるようにするため、所要の改正を行うものである。

委員から、火気の使用による火災のおそれについて ただしがあり、野営エリアとその周辺にある樹木の伐採等を行い対応していく との答弁がありました。

議案第 42 号は、本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率について所要の改正を行うものである。

委員から、1 人あたりどれくらい保険税が上がるのか とのただしがあり、平均すると年間約 2,500 円上がる予定である との答弁がありました。

今後段階的に保険税は上がっていくのか とのただしがあり、県から示される標準保険税率を参考に本市の税率の改正を行うため、その標準保険税率の状況による との答弁がありました。

公費で負担しなければ住民の負担は大きくなるが、行政はどのような努力をしているか とのただしがあり、市長会等と連携し国に対し公的支援の拡充の要望を行っている との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、国民健康保険税の軽減措置を受けている人は加入者全体の約 60% を占め、物価上昇が続くなか厳しい生活を強いられている。財政的に厳しいことは理解するが、市独自の保険税負担軽減措置が必要であるため本案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、加入者の所得に応じて保険税の軽減措置を行っており、今後を見据えて保険税を算定していることから本案に賛成する との討論がありました。

議案第 37 号は、伏原地内において丸石木材住宅株式会社が宅地造成工事に伴い設置した道路を伏原 75 号線として、新たに市道認定するものである。

委員から、道路の通り抜けについて ただしがあり、通り抜けはできない  
ため、転回広場が設置されている との答弁がありました。